**解散公告（第二回）**

当公社は、平成二十八年十一月七日宮城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月一日

宮城県気仙沼市赤岩五駄鰐四三番地二

気仙沼・本吉地区土地開発公社

清算人　菅原　茂

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十八年七月二十二日開催の理事会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十八年十月三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月一日

埼玉県草加市瀬崎町二丁目三九番二二号

医療法人大澤内科

清算人　大澤美穂子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年三月三十日埼玉県の認可を得て、理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月一日

埼玉県比企郡鳩山町楓ケ丘二丁目一八番一号

学校法人町田学園

清算人　町田　忠一

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年九月三十日、医療法第五十五条第一項第五号に規定する事由により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十二月一日

福岡市中央区大名二丁目四番一九号福岡赤坂ビル三階

医療法人樹心会

清算人　高須賀佳人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県南相馬市小高区小谷字摩辰八一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武田　重男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

福島県南相馬市原町区大町一丁目二五番地

弁護士法人新開法律事務所　南相馬事務所

相続財産管理人　弁護士　白鳥　剛臣

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都荒川区町屋三丁目一〇二九番地、最後の住所東京都荒川区町屋三丁目一〇番一〇号

被相続人　亡　大久保正夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

事務所東京都港区西新橋一―二〇―三虎ノ門法曹ビル二〇四号室東京フィールド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　京野　哲也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍広島県広島市西区天満町四〇番地の一、最後の住所東京都練馬区南大泉二丁目二八番五号

被相続人　亡　大矢　徳江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

事務所東京都千代田区神田司町二丁目二番一二号神田司町ビル六階岡田・今西・山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　正

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍石川県金沢市石引三丁目一六八番地、最後の住所東京都品川区大井四丁目二九番八号

被相続人　亡　中村　良子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ｊｅＶビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都中野区本町三丁目八番、最後の住所東京都立川市富士見町一丁目四番一〇号コアクレスト立川一〇二号

被相続人　亡　御子神久枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都杉並区下高井戸五丁目五一五番地、最後の住所東京都中野区南台三丁目三一番一五―一〇六号　被相続人　亡　神原　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

東京都千代田区内幸町一―二―二日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿南　剛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県北九州市若松区大井戸町四番、最後の住所東京都世田谷区北沢二丁目三七番二一号ヴィラテレサ一〇三号

被相続人　亡　永富　宏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

事務所東京都千代田区丸の内三―一―一国際ビル八三九区中外合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍神奈川県平塚市久領堤三番、最後の住所神奈川県綾瀬市上土棚中一丁目一〇番二六号新倉方

被相続人　亡　梅村　壽雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

横浜市中区本町三丁目三〇番地七横浜平和ビル四階

相続財産管理人　弁護士　北村　理美

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍富山県富山市大泉東町二丁目三番地七、最後の住所富山市大泉東町二丁目三番一〇号

被相続人　亡　牧野　祐子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

富山市西田地方町一―三―八　林法律事務所　相続財産管理人　林　衛

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岐阜県多治見市市之倉町三丁目一八五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　坂野　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月一日

事務所岐阜県土岐市泉明治町五丁目三〇番地

相続財産管理人　弁護士　安井　典高